

解体工事の一抜け方式による入札について

大型建築物の解体工事について、下記のとおり一抜け方式の入札としますので、お知らせします。

記

1 一抜けの方法

対象工事の入札について、開札日当日において、他の対象工事を施工中の者を落札者としなないこととする。なお、同日に開札する場合には、先に開札した入札の落札候補者又は落札者がしたその後の入札は無効とする。

2 対象工事

市が発注する予定価格 3,000 万円以上の解体工事

3 期間

令和 4 (2022) 年度中に入札公告又は指名通知するものに適用する。

4 その他

この要領は、一者による随意契約の場合を除き、随意契約の方法によって相手方を選定する場合にも準用するものとする。

附則

この要領は令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。